

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」新旧対照表（下線部：変更箇所）

別紙様式1

保育対策総合支援事業費補助金調書

都道府県名

国	補助率	地方公共団体						備考	
		歳入			歳出				
歳出予算科目	交付決定の額 円	科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金 相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金 相当額 円

(注)
 1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
 2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予算費支出額、費用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

現行

改正案

(略)

(品)

別紙様式2

< 番 号 >
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 都道府県知事
〇 〇 市町村長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発子第※号により交付決定を受けた令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(罫)

別紙様式3

< 番 号 >
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 市 町 村 長

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表(別表)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(別表1)
- 4 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

(返)

別紙様式4

< 番 号 >
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇 道 府 県 知 事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

(返)

別紙様式5

< 番 号 >
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

東京都 知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

(器)

別紙様式6

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付決定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日厚生労働省発子※※※号厚生労働省事務次官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和 年度 保育対策総合支援事業費補助金交付決定調書

市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基		
準遵守助言指導費、認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、 新型コロナウイルス感染症対策支援事業以外 ）		
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合 計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育所設置促進事業）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業（コーディネーターの配置支援）		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業、 新型コロナウイルス感染症対策支援事業以外 ）		
保育環境改善等事業（安全対策事業、 新型コロナウイルス感染症対策として行う場合を除く。 ）		
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合 計		

別紙

令和 年度 保育対策総合支援事業費補助金交付決定調書

市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基		
準遵守助言指導費、認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援 モデル事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）		
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
保育施設・事業の届出促進事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合 計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
潜在保育士再就職支援事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育所設置促進事業）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業（コーディネーターの配置支援）		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）		
保育環境改善等事業（安全対策事業）		
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
合 計		

(返)

別紙様式7

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。
(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。)

※()内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日厚生労働省発子※※※号厚生労働事務次官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。